

# 消費者ネットワークわかやま



## 四季だより 第1号

発行 消費者ネットワークわかやま 〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号  
わかやま市民生協気付 TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649

### 設立一周年を迎えて



消費者ネットワークわかやま  
代表 由良 登信

私たちは、消費者被害のない、誰もが安心して暮らすことのできる和歌山県下の地域社会づくりに向けて

- ① 県内消費者被害の実態を把握し、消費者ネットワークの活動に活かすこと
- ② 地方消費者行政の実態を把握し、行政と連携した活動を実施すること
- ③ 消費者被害の未然防止に向けた「自立した」消費者の育成と消費者ネットワークをもとに消費者被害の救済につなげること
- ④ 消費者支援機構関西KC's と連携すること

を目的として、昨年3月26日に「消費者ネットワークわかやま」を立ち上げました。

スタート時は何から手をつけて良いのか解らず右往左往しましたが、夏頃から徐々にエンジンが掛かり始め、秋から冬にかけては県下各地での消費者講座の開催、県下全市の消費者問題担当者へのヒアリング調査活動、近畿ブロック地方消費者グループ・フォーラムへの参加、さらには集団的消費者被害回復に係る訴訟制度導入を求める県議会請願活動など終盤はあっという間に過ぎた感があります。

この一年の経験を糧として二年目を迎えるにあたり、なお一層、頑張っまいりますので皆さまのご支援、ご協力をお願い致します。

### 2011年度の事業活動を承認し、2012年度活動方針を確認

4月14日(土)に和歌山市のプラザホープにて「消費者ネットワークわかやま 第2回総会・1周年記念講演」が約90名の参加で開催されました。総会では、2011年度の活動報告や決算報告、2012の活動方針案や予算案、2012年度役員が提案され可決されました。



記念講演では国民生活センターの野々山理事長をお招きして「消費者問題への思いと国民生活センター」と題して、消費者問題や国民生活センターの今後の課題などについてお話していただきました。

依然として相談の高齢化がすすんでいる点や未公開株、社債などの投資商品に関する相談が特に増加しており複数の業者による劇場型勧誘が多いのが特徴的だと報告されました。



## お祝いの言葉



和歌山県 環境生活部県民局  
局長 堀 寿恭 氏

「消費者ネットワークわかやま」設立一周年おめでとうございます。  
この間、消費者講座の開催や消費者庁主催事業への参加等、県内外で積極的な活動を展開してこられたことに敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

昨今、オレオレ詐欺や劇場型詐欺等の事件が連日のように報道されていますが、一見ユーモラスなネーミングの陰で、深刻な被害に苦しんでいる大勢の人達があります。

こうした中、国では「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」創設の準備が進められ、県においても「消費者被害に“あわない”“あわせない”地域づくり」に取り組んでいるところですが、同時に、法律のスペシャリスト、相談のエキスパート等、地域の消費者のリーダー的存在の方々が集う貴ネットワークの活動には大きな期待を寄せています。

皆様には、今後とも消費者被害の未然防止と自立した消費者の育成に取り組んでいただきますよう、併せて、県の消費者行政への一層の御支援、御協力をお願いして、設立一周年に当たってのお祝いの言葉とさせていただきます。

## 消費者ネットワークわかやま 設立一周年に寄せて

和歌山県司法書士会  
会長 西櫻 順子 氏

このたびは、消費者ネットワークわかやまが設立一周年を迎えられ、当初より団体加入しております和歌山県司法書士会としましても、誠に喜ばしい限りです。

さて、「21世紀は消費者の時代」といわれます。2009年9月には消費者庁が発足し、消費者被害をなくすための種々の施策が講じられているところです。

しかしながら、増加する消費者被害に歯止めはかからず、特に少額の被害者についてはその多くが泣き寝入りを余儀なくされているといわれています。

これまで私たち司法書士は、消費者金融との関係から生ずる被害の救済等、主に借金問題の分野で消費者保護の活動に力を入れてまいりました。こうした実績を踏まえ、今後はさらに多様な分野での消費者被害の救済やその防止に尽力したいと考えております。

そのためにも、消費者ネットワークわかやまの一翼を担う団体として、他のネットワーク構成員とも連携を密にし、ともに消費者被害のない地域社会を目指したいと思っております。

今後とも、どうぞよろしく申し上げます。

◇KC'sは、主に関西エリアで活動する適格消費者団体（不当勧誘や不当契約条項などに対して被害の拡大を防止するため、差止請求訴訟ができる消費者団体で、全国で10団体が認定されています。）

**KC'sとして初めて景品表示法違反による差し止めに取り組んだ事例を紹介します。**

◎ **GREE**の広告の問題点 ソーシャルゲーム等のサービスを提供するグリー株式会社（GREE）は2010年当時、「無料」であることを、画面上の大きな文字と音声で強調するテレビコマーシャル（TVCM）を放映していました。しかし、実際には同社提供サービスの中には有料のものが含まれています。また、未成年者がゲームを利用し、親が支払いをするケースでは、ゲームを利用しない親はGREEの仕組みについてよくわかっておらず、「TVで『無料』と言っていたので利用を許したら、高額の利用料を請求された」といったトラブルが報告されていました。

◎ **事件の経緯と雑感**

KC'sは、同社のTVCMがいわゆる有利誤認（価格その他の取引条件について、実際のものや、競合事業者のサービスよりも著しく取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるもの）に該当すると考え、同年11月、景品表示法10条に基づき、「無料」という音声を流すTVCMをやめるよう求めるなどの申し入れをしました。なお、当時のTVCMでは、「無料」との大きな画面表示の下に「一部コンテンツは有料」と趣旨の小さい文字の表示がありました。これはいわゆる「打ち消し表示」であり、一般に打ち消し表示がある場合、消費者が誤認をするおそれは減少するとされています。しかし、音声では「GREEで検索、無料です」との放送のみであり、食事の支度中など、TVの音だけを聞いている視聴者は、すべてのサービスが無料であると誤認しやすいと考えました。

これに対し、GREEは、従前のCMが違法であることは否定しましたが、有料サービスを含むゲームについては音声による「無料」CMを行わないと回答しました。これに対し、KC'sは、消費者にとって個々のゲームの有料・無料の区別は容易ではないので、すべてのTVCMから「無料」音声を排除するよう、再度の申し入れをするなどしていましたが、その後「無料」との音声を流すTVCMが確認できなくなったこと等から、2011年9月、同社の上記内容に対する申し入れ活動を終了しました。

消費者被害注意速報



独立行政法人  
**国民生活センター** からの注意喚起情報

「アダルトDVDや児童ポルノ等の購入者を告発する」という手紙にご注意！

最近、全国の消費生活センターに、「違法なアダルトDVDや児童ポルノ等の購入者を告発する。告発を取り下げてほしい者は期日までに必ず連絡するよう」という内容の文書が届き不安だ。どうしたらよいか」といった内容の相談が急増している。

そこで、迅速に消費者への注意喚起を図るため、「アダルトDVDや児童ポルノ等の購入者を告発する」といった内容の不審な文書が届いた場合には、慌てて相手に連絡せずに、消費生活センター等に相談するよう情報提供しています。

相手に連絡を取ってしまい、金銭の支払いを要求された場合も絶対に支払ったりせず、消費生活センター等や周囲の人に必ず相談するようにしましょう。

詳しくはこちら [http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120502\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120502_2.html)

## ～ イベントのお知らせ ～

### 消費者支援機構関西(KC's) 通常総会・記念シンポジウムのお知らせ

- 日時：6月30日(土) 13時30分～17時00分
- 会場：エル・おおさか 本館708会議室(地下鉄谷町線・京阪電鉄「天満橋」駅から西へ300m)
- 第1部：2012年度通常総会 13時30分～
- 第2部：記念シンポジウム 14時30頃～ ★どなたでも参加可★

#### 【テーマ 新しい消費者救済制度とKC'sの役割】

今年度国会に「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」が提案される予定となっております。総会記念シンポジウムでは、この制度が導入されたらどうなるか消費者、事業者各々の視点で考えていただける内容とします。また、同制度を担うKC's(適格消費者団体)の役割を考えます。

<タイムスケジュール>

- ①2011年度KC's差止請求活動のまとめ(五條操KC's 検討委員会委員長・弁護士)
  - ②集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の概要説明(消費者庁から予定)
  - ③(株)セレマ差止訴訟報告(長野浩三 京都消費者契約ネットワーク事務局長・弁護士)  
消費者被害の実例と集団的消費者被害回復に係る訴訟制度になりうる具体的なお話をいただきます
  - ④パネリスト「制度そのものについて」「消費者の期待」「適格消費者団体への期待」について会場からの質疑応答も交えてとりくみます。  
○コーディネーター：長野浩三 KCCN 事務局長  
○パネリスト：行政、専門家、消費者、事業者などから報告をいただく予定です。
- 参加申込・お問い合わせは KC's 事務局(電話 06-6920-2911 Eメール [info@kc-s.or.jp](mailto:info@kc-s.or.jp))まで。参加申込については⇒お名前、連絡先、団体名(ご職業)を電話かメールでお伝えください。

### 弁護士・司法書士による

改正貸金業法施行5周年記念

## 無料法律相談

日時：2012年 6月 16日(土) 13:00～16:00

場所：上富田町文化会館(予約不要)

——和歌山クレジット・サラ金問題対策協議会——

ヤミ金業者から頻りに  
電話が入って困る

交通事故に遭った

父が亡くなり  
借金が残った。  
どうしたらいいのかわからない

そのほかお困りの  
こと

職場から急に  
もう来なくてよいと  
言われた

息子の浪費に  
困っている

親族の経営する会社  
の借金の保証人になっ  
ているが...

問い合わせ先 和歌山クレサラ対協 073-433-2244 URL : <http://cresara.org/>

#### 編集後記

皆さまのあたたかい御支援のおかげで消費者ネットワークわかやまが設立されて一年と少しが経ちました。この四季便りも手探りの状態での発行となりますが、チャレンジすることを忘れずに前に進んで行こうと思います。皆さま、なが～い目で見守って下さい。